

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 5 月22日

【会社名】 株式会社名村造船所

【英訳名】 Namura Shipbuilding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名 村 建 介

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀二丁目 1 番 9 号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 経營業務本部長代行 向 周

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀二丁目 1 番 9 号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 経營業務本部長代行 向 周

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．投資有価証券評価損の計上について

(1) 当該事象の発生日

2020年5月22日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

「その他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、2020年3月期第4四半期において減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象により、2020年3月期第4四半期連結決算および個別決算において、以下のとおり投資有価証券評価損を特別損失として計上いたしました。

(連結) 特別損失 1,297百万円

(個別) 特別損失 929百万円

2．個別決算における関係会社株式評価損の計上について

(1) 当該事象の発生日

2020年5月22日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

連結子会社である佐世保重工業株式会社は、新造船事業において工程混乱の後遺症である後続船の納期遅延などの抜本的解決に取り組みました。納期問題はほぼ解決させましたが完工が前期から当期にずれ込んだ船の原価が予想以上に悪化したことやコスト合理化計画の進捗の遅れもあり収益が大幅に悪化し、同社株式の実質価額が著しく低下したため当社個別決算において減損処理を実施し、関係会社株式評価損を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象により、2020年3月期個別決算において、関係会社株式評価損8,205百万円を特別損失として計上いたしました。なお、当該関係会社株式評価損は、連結決算上は消去されるため、連結業績への影響はありません。

以上